

立川市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定による。

立川市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例

(設置)

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）

第9条第2項に規定する公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業を行うために要する経費に充てるため、同項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として、立川市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第14条第1項各号に掲げる公共用の施設の整備又は同条第2項各号に掲げる事業のうち、規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。